

高知市生活支援給付金(第3期)

(令和6年度 住民税非課税世帯 または 均等割のみ課税世帯)

次の方は申請で給付金を
受給できる場合があります



該当する場合は、**申請が必要**です

離婚、離婚協議中

高知市に転入された方

子育て世帯の方

DV(ドメスティック・バイオレンス)等避難中

令和5年度住民税均等割非課税世帯向けの給付金(第2期:7万円)又は、令和5年度均等割のみ課税世帯向けの給付金(第2期:10万円)の対象世帯(高知市以外の自治体で対象世帯となった場合も含む)は、**原則対象外**です

申請期限

高知市HP

令和6年**9月30日**(月)必着

詳細は、ホームページをご確認ください

お問い合わせ



高知市健康福祉総務課 給付金担当

受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

TEL 088-856-6935

 高知市

離婚、離婚協議中

DV(ドメスティック・バイオレンス)等
避難中



支給額・支給対象

1世帯あたり10万円

令和6年6月3日時点でDV等(ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等を含む)の被害者で避難している世帯もしくは離婚又は離婚協議中の世帯であって、世帯全員が令和6年度において「住民税非課税」又は「均等割のみ課税」の世帯

※これらの事実に該当することを客観的に証明できる書類の提出を求める場合があります

DV加害者、配偶者等が給付金を受給済の場合であっても、
ご自身が要件を満たせば、給付金を受給できます

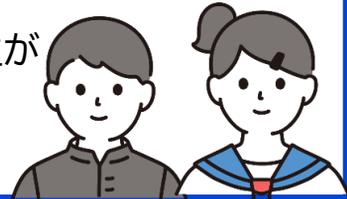
子育て世帯の方

支給額・支給対象

児童1人あたり5万円

高知市生活支援給付金(第3期 非課税世帯又は均等割のみ課税世帯)の対象世帯のうち、次の児童を扶養している世帯

- ・令和6年6月4日から9月30日までに生まれた新生児
- ・対象世帯とは別世帯だが、令和6年6月3日時点で対象世帯主が扶養している児童※平成18年4月2日以降生まれの18歳以下の児童(世帯主が扶養していない、又は施設等へ入所している児童等は対象外)

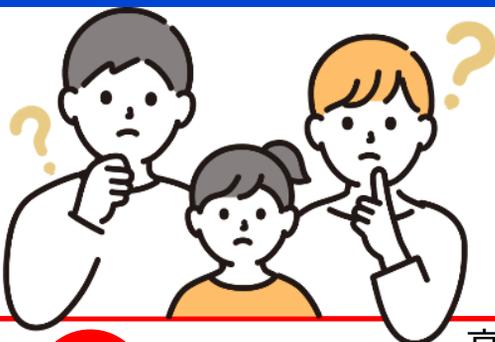


高知市に
転入された方

支給対象



令和5年12月2日から令和6年6月3日までの間に高知市に転入された方で、令和5年度において高知市以外の市町村から住民税非課税世帯向け給付金又は住民税均等割のみ課税世帯向け給付金の対象世帯となっていない世帯



詳しくは、高知市健康福祉総務課
給付金担当までお問合せください

高知市生活支援給付金(第3期)の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。